

# 大会社以外の決算公告(非公開会社)

(資本金5億円未満かつ負債総額200億円未満・譲渡制限あり)

## 第1期決算公告

令和4年10月28日

東京都港区虎ノ門三丁目8番21号  
株式会社メディカルトリビューン  
代表取締役 丸林 哲也

### 貸借対照表

(令和3年7月31日現在)

(単位:千円)

科目		金額	科目		金額
資産の部	流動資産	991,572	負債の部	流動負債	1,550,425
	現金及び預金	617,441		買掛金	27,782
	電子記録債権	2,189		関係会社短期借入金	1,200,000
	売掛金	258,962		賞与引当金	993
	製品	1,275		リース債務	2,608
	製品廃棄予定引当金	△ 259		未払金	70,844
	仕掛品	21,171		ポイント引当金	57,948
	貯蔵品	303		未払費用	28,374
	前払費用	34,141		前受金	7,740
	立替金	35,077		前受収益	0
	未収入金	9,345	未払法人税等	48,298	
	短期貸付金	118	未払消費税	37,635	
	その他の流動資産	13,649	預り金	67,153	
	貸倒引当金	△ 1,842	その他の流動負債	1,045	
	固定資産	294,640	固定負債	13,030	
	有形固定資産	33,664	長期繰延税金負債	8,682	
	建物	21,103	長期リース債務	4,348	
	工具、器具及び備品	5,917	負債合計	1,563,455	
	リース資産	6,642	純資産の部	株主資本	
	無形固定資産	50,151		資本金	-
ソフトウェア	50,151	資本剰余金		-	
投資その他の資産	210,824	資本準備金		-	
投資有価証券	1,609	その他資本剰余金		-	
差入保証金	79,587	利益剰余金		△ 277,654	
出資金	10	その他利益剰余金		△ 277,654	
長期貸付金	179	(うち当期純利益)		(31,663)	
長期前払費用	129,438	繰越利益剰余金		△ 277,654	
貸倒引当金	△ 1	評価・換算差額等		411	
		その他有価証券評価差額金	411		
資産合計	1,286,212	純資産合計	△ 277,242		
		負債・純資産合計	1,286,212		

#### 重要な会計方針

##### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

##### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品・仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

##### 3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(リース資産を除く)

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務及び年金資産見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の見込額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。当事業年度末においては、退職給付債務を年金資産額が超過する状態のため、当該超過額は長期前払費用(前払年金費用)に計上しております。

##### (4) ポイント引当金

ウェブアンケートの回答実績等に応じて付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

#### 5. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

#### 6. 収益及び費用の計上基準

当社は医学、歯学、薬学および科学等の分野における新聞・学術誌等の発行、医療情報サイトによる情報・サービスの提供、調査、学会・セミナー・講演会等の運営、有料職業紹介・医療経営継承支援等の事業を営んでおります。これらの事業における収益は、商品又は製品を引き渡した時点で、顧客が支配を獲得し履行義務を充足したと判断し、当該時点で収益を認識しております。

メディア企画部における6か月以上の期間にわたる編集制作請負業務の売上について、契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じること、並びに、契約における義務の履行を完了した部分について、対価を受取る強制力のある権利を有している点から、業務完了までの一定期間にわたり収益認識を行っております。

デジタル企画部において顧客から返金が不要な支払を受ける場合があります。当該支払が将来の財又はサービスの移転に対するものであるときは、当該将来の財又はサービスを提供する時に収益を認識しております。

人材紹介事業における返金保証がある契約の売上について、収益認識会計基準上は変動対価扱いとなります。そのため重大な戻入れが生じない可能性を考慮するため、過去3年間の実績から、最も返金率の高かった実績率により見積もった額を返金負債に計上し、返金期間経過後に売上計上しております。

なお、収益認識会計基準適用により、従来の方によった場合と比べて当事業年度の「売上高」が5,231千円減少し、「売上原価」が1,344千円増加しております。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。